

京都市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年 6月17日

京都市長 門川 大作

京都市規則第14号

京都市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則

京都市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 一般競争入札（第2条～第14条）

第3章 公開による抽選（第15条～第22条）

第4章 随意契約（第23条～第25条）

第5章 契約の締結（第26条～第29条）

第6章 契約の履行（第30条～第33条）

第7章 契約の解除（第34条）

第8章 雑則（第35条・第36条）

附則

第1条中「施行規程」を「土地区画整理法第52条第1項の規定により本市が定める施行規程（以下「施行規程」という。）」に改める。

第2条を削る。

第2章を次のように改める。

第2章 一般競争入札

（一般競争入札の公告）

第2条 市長は、一般競争入札により保留地を処分しようとするときは、入札期日の前日から起算して20日前までに次に掲げる事項を公告する。

- (1) 保留地の位置、地積及び予定価額
- (2) 入札の参加者に必要な資格
- (3) 入札への参加の申込みの受付期間及び受付場所
- (4) 入札の日時及び場所
- (5) 第6条第1項に規定する入札保証金に関する事項

- (6) 入札の無効に関する事項
 - (7) その他入札に関し必要な事項
- (一般競争入札の参加者の資格)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 入札の公正な執行を妨げた者
 - (4) 公正な価額の成立を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- (一般競争入札への参加の申込み)

第4条 一般競争入札に参加しようとする者は、第2条の規定により公告した受付期間内に、保留地入札参加・抽選参加・買受申込書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申込者が法人である場合には、登記事項証明書（商業登記規則第30条第1項第2号に規定する履歴事項証明書であつて、同条第3項の規定により全部である旨の認証文が付されたものに限る。）
 - (2) 申込者が個人である場合には、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを申し立てる書類
- (資格の審査等)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあつたときは、申込者が一般競争入札に参加する資格を有するかどうかについて審査し、申込者に審査の結果を通知する。

- 2 市長は、前項の審査の結果、一般競争入札に参加する資格を有すると認めた者に対して、当該資格を有することを証する書類を交付する。

(入札保証金)

第6条 前条第2項の書類の交付を受けた者（以下「入札者」という。）は、入札の開始前に、入札金額の100分の5以上に相当する額の入札保証金を本市に納入しなければならない。

- 2 前項の規定による入札保証金の納入は、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手の提供をもって代えることができる。
- 3 入札保証金には、利子を付さない。

(予定価額)

第7条 一般競争入札により処分する場合の保留地の予定価額は、施行規程に基づき、市長が定める保留地の価額とする。

(入札の方法)

第8条 一般競争入札は、第2条の規定により公告した入札の日時及び場所において、入札者又はその委任を受けた者（以下「入札受任者」という。）が、入札書を市長に提出して行うものとする。

2 入札受任者は、入札の開始前に、入札者から委任を受けたことを証する書類を市長に提出しなければならない。

3 入札者又は入札受任者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札場所への立入り)

第9条 入札関係者（入札事務に関係する職員、入札者及び入札受任者をいう。以下同じ。）以外の者は、入札が行われている間、入札の場所に立ち入ることができない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、入札関係者以外の者の立入りを認めることがある。

(入札手続の停止及び取消し)

第10条 市長は、災害その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるとき、又は不正な入札若しくは不正な入札が行われるおそれがあると認めるときは、当該入札手続を停止し、又は取り消すことがある。

(開札)

第11条 一般競争入札の開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者又は入札受任者を立ち合わせて行わなければならない。この場合において、入札者又は入札受任者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又はその者の入札受任者が入札をしたとき。
- (2) 入札書の提出が第2条の規定により公告した入札の日時に遅れたとき。
- (3) 入札保証金が市長の定める額に達しないとき。
- (4) 入札者又は入札受任者が2以上の入札書を提出したとき。

- (5) 入札書に入札者の記名押印がないとき。
- (6) 入札書の金額の記載に訂正があるとき。
- (7) 入札書の主要事項の記載が明確でないとき、又は記載の漏れがあるとき。
- (8) 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際し不正の行為があったとき。
- (9) その他入札に関する条件に違反したとき。

(落札者の決定)

第13条 第11条の規定による開札の結果、予定価額の制限の範囲内で最高の価額をもって入札をした者を落札者とする。

2 落札となるべき価額で入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、これらの者にくじを引かせて落札者を定める。

(入札保証金の還付等)

第14条 入札保証金又は第6条第2項の規定により入札保証金の納入に代えて提供させた担保は、落札者に対しては第28条第1項に規定する契約保証金の納入後（同条第5項において準用する第6条第2項の規定により契約保証金の納入に代えて担保を提供させる場合にあっては、当該担保の提供後）に、その他の者に対しては落札者の決定後に還付する。

2 前項の規定にかかわらず、落札者がその権利を放棄したときは、当該入札保証金は、本市に帰属するものとする。

3 入札保証金又は入札保証金の納入に代えて提供させた担保は、契約保証金又は契約保証金に代わる担保に充てることができる。この場合において、過不足を生じたときは、剰余額を還付し、又は不足額を追徴する。

第27条中「地方公共団体」の右に「、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人」を加え、第7章中同条を第36条とする。

第26条中「第23条第2項」を「第32条第2項」に改め、同条を第35条とする。

第7章を第8章とする。

第6章中第25条を第34条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第24条を第33条とし、第23条を第32条とする。

第22条本文中「第25条第5項第1号」を「第34条第5項第1号」に改め、同条を第31条とする。

第21条第4項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条を第30条とする。

第5章を第6章とする。

第20条第1項前段中「第17条」を「第26条」に、「または」を「又は」に、「第5条第1項第3号」を「第5条第1項第6号」に改め、同項後段中「ともに」を「共に」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改め、同条第3項中「または」を「又は」に、「前条第1項の規定により納付された」を「既納の」に改め、第4章中同条を第29条とする。

第19条第1項本文中「第17条」を「第26条」に、「第5条第1項第3号」を「第5条第1項第6号」に改め、同条第3項中「第7条の規定により納入された抽せん保証金」を「既納の入札保証金又は抽選保証金」に改め、同条第4項前段中「第24条第2項」を「第33条第2項」に改め、同条第5項中「第7条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条を第28条とする。

第18条第1項中「または」を「又は」に、「第5条第1項第3号」を「第5条第1項第6号」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に、「行わない」を「行わない」に改め、同条第3項中「第7条の規定により納付された抽せん保証金」を「既納の入札保証金又は抽選保証金」に改め、同条第4項中「または」を「又は」に、「取り消し」を「取り消したうえ」に、「第7条の規定により納付された抽せん保証金」を「既納の入札保証金又は抽選保証金」に改め、同条第5項中「責」を「責任」に改め、同条を第27条とする。

第17条の見出し中「抽せん等」を「落札等」に改め、同条中「抽せんの当せん者」を「落札者若しくは当選者」に、「ときまたは」を「とき、又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「当該当せん者または」を「当該落札者、当選者又は」に改め、同条を第26条とする。

第4章を第5章とする。

第3章を次のように改める。

第3章 公開による抽選

(抽選の公告)

第15条 市長は、公開による抽選（以下「抽選」という。）により保留地を処分しようとするときは、抽選期日の前日から起算して20日前までに次に掲げる事項を公告する。

(1) 保留地の位置、地積及び価額

- (2) 抽選の参加者に必要な資格
- (3) 抽選への参加の申込みの受付期間及び受付場所
- (4) 抽選の日時及び場所
- (5) 第19条第1項に規定する抽選保証金に関する事項
- (6) その他抽選に関し必要な事項

(抽選の参加者の資格)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 抽選の公正な執行を妨げた者

(抽選への参加の申込み)

第17条 抽選に参加しようとする者は、第15条の規定により公告した受付期間内に、保留地入札参加・抽選参加・買受申込書に第4条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(資格の審査等)

第18条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、申込者が抽選に参加する資格を有するかどうかについて審査し、申込者に審査の結果を通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、抽選に参加する資格を有すると認めた者に対して、当該資格を有することを証する書類を交付する。

(抽選保証金)

第19条 前条第2項の書類の交付を受けた者（以下「抽選者」という。）は、抽選の開始前に、市長が定める額の抽選保証金を本市に納入しなければならない。

2 第6条第2項及び第3項並びに第14条の規定は、抽選保証金について準用する。この場合において、同条第1項中「又は第6条第2項」とあるのは「又は第19条第2項において準用する第6条第2項」と、同項及び同条第2項中「落札者」とあるのは「当選者」と読み替えるものとする。

(価額)

第20条 抽選により処分する場合の保留地の価額は、施行規程に基づき、市長が定める保留地の価額とする。

(抽選の方法)

第21条 抽選は、第15条の規定により公告した抽選の日時及び場所において、抽選者又はその委任を受けた者（以下「抽選受任者」という。）にくじを引かせることにより行う。

2 抽選受任者は、抽選の開始前に、抽選者から委任を受けたことを証する書類を市長に提出しなければならない。

（一般競争入札に関する規定の準用）

第22条 第9条及び第10条の規定は、抽選の場所への立入り並びに抽選手続の停止及び取消しについて準用する。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 随意契約

（申込者の資格）

第23条 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、随意契約による保留地の買受けを申し込むことができない。

（随意契約による保留地の買受けの申込み）

第24条 随意契約により保留地を買い受けようとする者は、保留地入札参加・抽選参加・買受申込書に第4条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（予定価額）

第25条 随意契約により処分する場合の保留地の予定価額は、施行規程に基づき、市長が定める保留地の価額とする。

第2号様式を削り、第1号様式を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建設局都市整備部市街地整備課)